

反社会的勢力に対する基本方針

平成 27 年 4 月 1 日
制 定

国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 本学は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては民事及び刑事の両面から法的対抗措置を講ずる等、断固たる態度で対応します。
2. 本学は、反社会的勢力による不当要求に対し、学生及び役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 本学は、反社会的勢力に対し、資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 本学は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部専門機関等と緊密な連携関係を構築します。